

【イタリア】交通安全の実現を目指した道路法典等の改正

海外立法情報課長 芦田 淳

* 2024 年 11 月、交通事故の原因となる飲酒運転や制限速度違反等に向けた対策の強化、電動キックボード規制等の見直しのほか、道路法典の改正を政府に委任する法律が制定された。

1 概要

本稿では、2024 年 11 月 25 日法律第 177 号「交通安全に関する措置及び 1992 年 4 月 30 日立法命令¹第 285 号で定める道路法典の改正に係る政府への委任」²（以下「2024 年法」）を取り上げる。交通事故の増加等を背景に、同法の基となった法律案は 2023 年 9 月に中道右派政権により提出され、2024 年 3 月に下院、同年 11 月に上院で可決された。成立した 2024 年法は、全 5 章 36 か条から成り、同年 12 月 14 日から施行された。同法に対しては、速度超過や運転中の不注意に対する罰則は強化されたものの、予防対策が不十分といった批判も見られる³。

2 2024 年法の主な内容

（1）飲酒運転等に係る対策強化

1992 年 4 月 30 日立法命令第 285 号「新道路法典」⁴（以下「道路法典」）第 186 条は、アルコール飲料の摂取による酩酊状態での運転を禁止しており、血中アルコール濃度が①0.5g/l（1 リットル当たり 0.5 グラム。以下同じ。）超から 0.8g/l 以下、②0.8g/l 超から 1.5g/l 以下、③1.5g/l 超の 3 段階に分けて過料等の罰則を科している⁵。2024 年法第 1 条は、このうち②及び③の段階で有罪となった者に対して、アルコール・インターロック装置を搭載した車両の運転のみを認める等の措置を付加した。この措置は、原則として、有罪判決後に運転免許証が返還された日から、②の段階であった者は 2 年間、③の段階であった者は 3 年間継続する。なお、アルコール・インターロック装置とは、運転者の血中アルコール濃度を検知し（一定の値を超えると）、車両のエンジンがかからないようにする装置である⁶。さらに、こうした措置を受けた者が、①～③の状態の有罪となった場合には、過料等を 3 分の 1 加重する。

また、道路法典第 187 条は、麻薬又は向精神薬を摂取した後に心身の変調を来した状態で運転した者に対して、1,500～6,000 ユーロの罰金、6 か月～1 年の拘役及び 1～2 年の運転免許停

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 3 月 11 日である。

¹ 立法命令とは、法律によって与えられた一定の原則及び指針の下に政府が制定する、法律と同等の効力を有する命令である。

² L. 25 novembre 2024, n.177, Interventi in materia di sicurezza stradale e delega al Governo per la revisione del codice della strada, di cui al decreto legislativo 30 aprile 1992, n.285. 以下、法令の法文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it>>）を参照した。

³ *Corriere della Sera*, 2024.11.21.

⁴ D.Lgs. 30 aprile 1992, n.285, Nuovo codice della strada.

⁵ ①の場合、543～2,170 ユーロの過料及び 3～6 か月の運転免許停止、②の場合、800～3,200 ユーロの罰金、6 か月以下の拘役（arresto. 刑法典第 25 条によれば、5 日～3 年の期間とされ、そのための施設等において作業の義務等を課して執行される。訳語に関しては、法務省司法法制調査部編『イタリア刑法典』法曹会、1978 を参照した。）及び 6 か月～1 年の運転免許停止、③の場合、1,500～6,000 ユーロの罰金、6 か月～1 年の拘役及び 1～2 年の運転免許停止という罰則がそれぞれ定められている。なお、1 ユーロは約 162 円である（令和 7 年 3 月分報告省令レート）。

⁶ La revisione del Codice della strada entra in vigore il 14 dicembre 2024, 3 dicembre 2024. Dipartimento per il programma di Governo website <<https://www.programmagoverno.gov.it/it/notizie/la-revisione-del-codice-della-strada-entra-in-vigore-il-14-dicembre-2024/>>

止という罰則を規定している（下線は筆者による補記）。これに対して、2024 年法は、下線部を削り、その状態に関係なく、麻薬等を摂取して運転した者全てを処罰するなど改めた。

（2）制限速度違反に対する罰則の引上げ等

道路法典第 142 条は、制限速度超過が時速 10km 超 40km 以下の場合、173～694 ユーロの過料を科すと規定している。2024 年法第 4 条は、この違反を市街地で年間 2 回以上行った場合の罰則を、220～880 ユーロの過料及び 15～30 日間の運転免許停止に引き上げた。他方、過度の処罰を避けるため、同法第 10 条は、道路法典第 142 条に、同一車両が同一の主体（国、基礎的自治体等）の管轄する道路で 1 時間以内に複数回、制限速度違反をしたと監視カメラにより確認された場合、（超過速度ごとに定められた）過料のうち、その最高額に 3 分の 1 を加重した金額が過料の合計額より低い場合、前者を科すことにするという規定を加えた。

（3）運転中のスマートフォン使用等に対する罰則の引上げ

道路法典第 173 条は、一部の例外を除いて、運転中にスマートフォン等を使用することを禁止している。この規定に違反した場合の罰則について、2024 年法第 4 条は、過料の金額を従来の「165～660 ユーロ」から「250～1,000 ユーロ」に引き上げるとともに、15 日～2 か月間の運転免許停止も付加することとした。また、違反後 2 年以内の再犯に係る罰則について、従来の運転免許停止（期間は 1～3 か月）に、350～1,400 ユーロの過料を付加することとした。

（4）電動キックボード規制の見直し

2020 年予算法⁷第 1 条は、電動キックボード（monopattini a propulsione prevalentemente elettrica）に関する規定を置いている（第 75 項～第 75 項の 20 の 3）⁸。2024 年法第 14 条は、当該規定を改め、①未成年者に限られていたヘルメット着用義務の全運転者への拡大、②所定の標識（ナンバープレート）取付けの義務化、③民法典第 2054 条⁹に規定する第三者への賠償責任を補償するための保険に加入することの義務化等を定めるとともに、電動キックボードを運転できるのは制限速度が時速 50km 以下に設定された都市内道路（strade urbane）¹⁰のみとした。

（5）自転車運転者の保護

道路法典第 148 条は、車両等の追越しについて規定している。2024 年法第 15 条は、自動車が出発する際、道路状況が許す限り、自転車との間に 1.5m 以上の安全車間距離を維持することを義務付ける規定を加えた。違反した場合には、167～665 ユーロの過料が科される。

（6）道路法典改正に係る政府への委任

2024 年法第 35 条は、政府に対して、同法の施行日から 1 年以内に、道路法典に定められた自動車交通の発達（motorizzazione）及び道路交通の規律に関する現行規定を見直し、再編するための立法命令を制定するよう委任した。制定の際の一般原則として、①行政活動の質、透明性及び効率性の向上、②手続の簡素化及び交通安全の保護という目標達成の保証、③関係当局間の権限配分の見直し、④適切な予防戦略の想定が挙げられている。また、政府は、当該命令の施行日から 3 年以内に、同命令を補完及び補正する立法命令を制定することができる。

⁷ L. 27 dicembre 2019, n.160, Bilancio di previsione dello Stato per l'anno finanziario 2020 e bilancio pluriennale per il triennio 2020-2022.

⁸ 電動機の定格出力の上限（0.50kW 以下）、運転者の年齢制限（14 歳以上）等が規定されている。なお、2024 年法により、第 75 項の 20 の 4 及び第 75 項の 20 の 5 が加えられた。

⁹ 民法典第 2054 条は、車両の運転者が、損害を避けるためにできることを全て行つたと証明しない限り、車両の運行により人又は物に生じた損害について賠償しなければならないなどと規定している。R.D. 16 marzo 1942, n.262, Approvazione del testo del Codice civile.

¹⁰ 道路法典は、道路を、大きく高速道路、都市間道路、都市内道路その他に区分している（第 2 条）。